

○明石市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成30年3月26日規則第56号

明石市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(設備基準)

第3条 条例第4条に規定する地域活動支援センターの設置者が備えるべき事業に必要な設備及び備品等の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

(利用定員)

第4条 条例第5条に規定する地域活動支援センターの利用可能人数の下限は、省令に定めるとおりとする。

(職員の員数等の基準)

第5条 条例第6条に規定する地域活動支援センターの設置者が置くべき職員の職種、員数及び資格の基準は、省令に定める基準をもって、その基準とする。ただし、地域活動支援センターの施設長は、暴力団員等（明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であってはならない。

(運営基準)

第6条 条例第7条に規定する地域活動支援センターの設置者が従うべき事業の運営に関する基準は、次項から第9項までに定めるもののほか、省令に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、省令第6条第2項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」と読み替えるものとする。

2 地域活動支援センターの設置者は、その運営について、明石市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

3 地域活動支援センターの設置者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

4 地域活動支援センターの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

5 地域活動支援センターの設置者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 地域活動支援センターの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修を実施しなければならない。

7 地域活動支援センターの設置者は、前項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

8 地域活動支援センターの設置者は、すべての職員に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管しなければならない。

9 地域活動支援センターの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故の発生の防止のために必要な事項、事故が発生した場合の対応の方法、次号に規定する報告の方法等が記載された指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、職員が当該事実を地域活動支援センターの施設長に報告する体制を整備するとともに、地域活動支援センターの施設長が原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。